

神栖市サッカースポーツ少年団トレーニングセンター運営規約

神栖市サッカースポーツ少年団連絡協議会

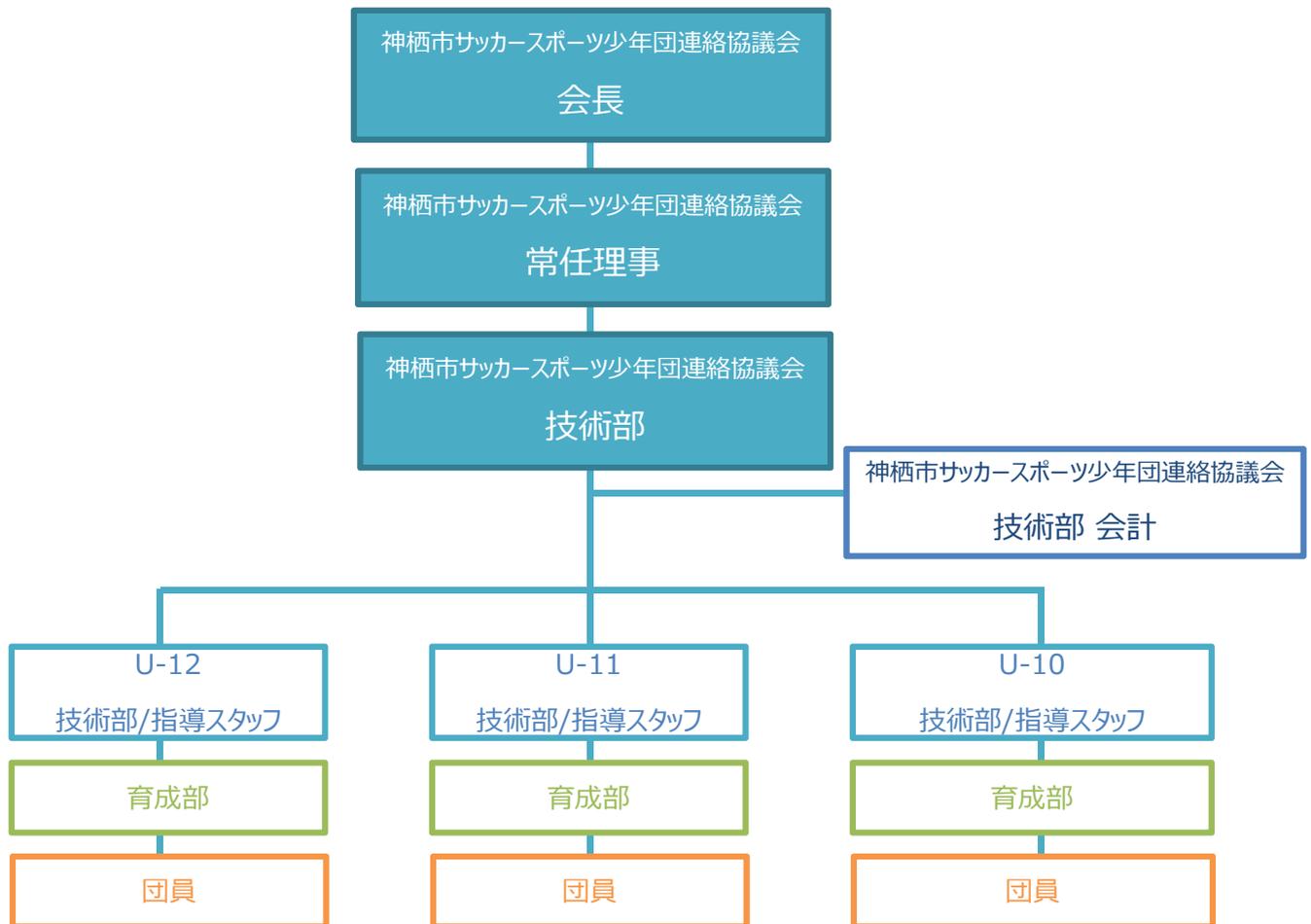
第1条 目的

神栖市サッカースポーツ少年団連絡協議会に加盟し、各単位団において活動を行っている団員及び指導者が、互いに学びあえることの出来る交流の場としてトレーニングセンターを運営する。

"団員"に関しては、レベルの高い"個"同士を集め、良い環境を与えることで、互いに刺激となる状況を作ること、また指導者に関しては、"指導力の向上"を図ることを目的とする。

第2条 組織と運営

(1)神栖市トレーニングセンターの組織は次の通りとする。



(2)神栖市トレーニングセンターの運営は次により行う。

・団員

- ①団員は、神栖市サッカースポーツ少年団連絡協議会（以下「連絡協議会」という）に加盟し、各単位団において活動を行っている6年生(U-12)、5年生(U-11)、4年生(U-10)で神栖市トレーニングセンター活動(以下「トレセン活動」という)に参加を希望する者とする。
- ②トレセン活動に参加を希望する者は、所定の『神栖市トレセン活動参加同意書』に必要事項を記載し、連絡協議会に提出して、登録を行うものとする。

- ③神栖市トレセンセレクションは下記の項目を承認後、エントリーすることとする。
- ・トレセン選手になった者は辞退は出来ない。(市外の転校は除く)
 - ・決められた練習会・試合に参加すること。(県東、県トレセン参加時は除く)
 - ・トレセン費用は個人負担であること。(遠征・宿泊・大会参加費・ストッキング購入等)
 - ・育成部の援助(送迎・トレセン役員含む)
 - ・神栖市トレセンセレクション参加者は、年1回500円の徴収をする。
 - ・神栖市トレセンに選出された選手(U-12,U-11,U-10)は、活動費として2,000円を納めること。
 - ・神栖市トレセンに追加選出された選手は、活動費として1,000円を納めること。

・育成部

- ①育成部は、団員の父兄により構成する。
- ②育成部は、『U-12の部』、『U-11の部』、『U-10の部』を設けるものとする。
- ③育成部には、育成部長(1名)、育成副部長(若干名)及び会計(若干名)他、必要に応じた役員を各部ごとに配置する。

・技術部

- ①技術部は、連絡協議会に加盟し、本部常任理事が担当する。
- ②技術部は、『U-12の部』、『U-11の部』、『U-10の部』、『会計』を設けるものとする。
- ③技術部には、技術部長(1名)、副部長(3~4名)を配置する。
※副部長の人数は常任理事人数による。
- ④会計(補佐含む)は副部長が担当する。
- ⑤技術部は指導者の派遣を1名以上、各団に依頼し、常任理事の承認を得た後に“指導スタッフ”として団員指導の支援を行う。
- ⑥技術部への指導者の派遣条件として、日本サッカー協会公認D級以上の指導者ライセンス保持者とする。

(3)任期

- ①育成部の任期は1年とし、再任は妨げない。
- ②指導スタッフの任期は1年とし、再任は妨げない。

第3条 役割

(1)会長

トレセン活動の代表者として運営の統括を行う。

(2)常任理事会

トレセン活動の運営に係わる重要事項の審議を行う。

- ①活動計画に関する事項
- ②活動予算の配分に関する事項
- ③各種大会への参加に関する事項
- ④その他

(3)技術部

トレセン活動の運営に係わる各種調整事項を行う。

- ①活動計画(案)の策定に関する事項
- ②会長及び常任理事会への活動報告に関する事項
- ③技術指導に関する指導スタッフとの調整に関する事項
- ④活動支援に関する育成部との調整に関する事項
- ⑤選手の選考会に関する事項
- ⑥その他

(4)指導スタッフ

トレセン活動において技術部主担当の指示にて団員の指導に係わる支援を行う。

- ①技術指導内容をもとに各団においてレベルアップを図る。
- ②技術部及び育成との間における計画の調整に関する事項
- ③その他

(5)育成部

トレセン活動の運営に係わる支援を行う。

- ①各種活動に伴う団員の送迎（帯同）に関する事項
- ②各種活動に伴う運営費・活動費の管理等に関する事項
- ③各種活動に伴う会場の準備等に関する事項
- ④各種活動に伴う支援全般に関する事項
- ⑤その他

第4条 活動

(1)年間活動スケジュール

『U-12の部』、『U-11の部』、『U-10の部』

- ①団員の募集及び技術部の体制確立
- ②入団セレクション
- ③技術部、育成部会合
- ④U-12、U-11、U-10は定期トレセン活動として、月2回程度の練習会を継続して行う。
- ⑤活動日程等は、年度事業調整後に取り決め実施する。
- ⑥トレセン活動の目的を検証し更なる向上を目指すために、練習試合及び公式試合に参加する。

(2)本部活動運営費

トレセン活動は、連絡協議会本部補助金及び団員徴収費により運営する。

- ①連絡協議会本部補助金の額は、連絡協議会本部運営予算策定時に決定する。
- ②団員活動費は、『U-12の部』、『U-11の部』、『U-10の部』各々の全体活動計画を勘案して要綱に織り込む。
- ③技術部は半期ごとに活動費の収支報告を常任理事に報告する。
- ④技術部、指導スタッフは日本サッカー協会公認C級指導者ライセンスを受講し、保有した場合、ライセンス取得費用は本部補助金より負担出来るものとする。

(3)技術指導の方法及び内容

団員への技術指導は、日本サッカー協会の『サッカー指導教本』などを活用し、実施する。
尚、技術指導の詳細内容については技術部内で調整の上、決定する。

第5条 用具等の対応

(1)トレセン活動において使用する用具等は、ユニフォームを除き、団員が準備する。

(2)団員の準備する用具は次のものとする。

- ・スパイク、トレーニングシューズ、ストッキング、レガース、ボール、キーパーグローブ、その他

第6条 ユニフォーム及び各種備品類の管理と使用

(1)ユニフォームは、連絡協議会が所有するものを公式試合及び練習試合に出場する際に使用する。

(2)ユニフォーム及び各種備品類(ビブスなど)は、技術部が管理するものとし、無断で持ち出し、使用出来ないものとする。

(3)ユニフォームの使用時は技術部長の承認を得た後に使用できるものとする。

(4)ユニフォームを紛失させたものは、その該当者にユニフォームの費用を請求できるものとする。

第7条 怪我などの対応

団員は練習中や試合中に発生した怪我などについては本人が加入するスポーツ障害保険の定める範囲内で処理するものとして、団員、技術部(指導スタッフ含む)、育成部には一切の責任を問わないこととする。

第8条 移籍、退団、休団

(1)移籍

下記の理由で所属団及び移籍先の団の代表者同士の同意を得た場合はトレセン活動も継続できる。

(移籍理由)

- ①転居・転校に伴う移籍
- ②家庭環境の変化による移籍
- ③団環境の変化による移籍
- ④その他

(2)退団

上記の(1)移籍とは異なり、移籍先が定まっていない状態で、所属団を退団した場合はトレセン活動も継続出来ない。この場合、活動費は返金を行わないものとする。

また退団後に別の団に加入し、所定の手続きを経て、セレクションで選出された場合は新たにトレセン活動に参加出来るものとする。(活動費も所定の金額を徴収するものとする)

(3)休団

事情により休団をする場合は保護者、本人の申し出により、神栖市SSS連絡協議会が認めた場合に休団することが出来る。但し休団したときの年度のみとして、次年度には継続して休団出来ないものとする。

第9条 遵守事項

団員、育成部は本規約に違反したり、名誉を損なう、著しい言動及び行動など、相応しくないと判断された者はトレセン登録から除名する。

【改訂履歴】

平成11年4月24日(土) 初回制定

神栖町サッカースポーツ少年団連絡協議会トレセンに関する会合にて制定された。

平成18年5月18日(木) 第2版

神栖市サッカースポーツ少年団連絡協議会トレセンに関する会合にて改訂確認された。

改訂内容: 神栖町→神栖市に変更

平成19年4月19日(木) 第3版

神栖市サッカースポーツ少年団連絡協議会トレセンに関する会合にて改訂確認された。

改訂内容: 行事内容及び運営費用の見直し

平成27年3月19日(木) 第4版

神栖市サッカースポーツ少年団連絡協議会トレセンに関する会合にて改訂確認された。

改訂内容: U-10の部追加、組織と運営、団員、活動、大会参加予定、用具等の対応見直し

平成28年2月2日(木) 第5版

神栖市サッカースポーツ少年団連絡協議会にてトレセン要綱の改訂が承認された。

改訂内容: U-10、U-11にて参加する大会からトヨタカロラカップを除外した。

平成31年3月18日(月) 第6版

神栖市サッカースポーツ少年団連絡協議会トレセンに関する会合にて改訂確認された。

改訂内容: ・2-(1)組織図の見直し、2-(2)技術部の配置人数の見直し及び"事務局"の文言を削除
・3-(4)指導部→指導スタッフに名称変更
・4-(1)年間活動スケジュールの大会一覧を削除
・6-(3)ユニフォーム使用時の『神栖市トレセンユニフォーム使用申請書』の提出を削除

令和元年10月17日(木) 第7版

神栖市サッカースポーツ少年団連絡協議会にて改訂承認された。

改訂内容 1) 第*条に変更
2) 第2条組織と運営に(3)任期を追記
3) 第4条活動 (2)本部活動運営費に③、④項を追記
4) 第7条怪我などの対応を追記
5) 第8条移籍、退団、休団を追記
6) 遵守事項を追記